

大阪市阿倍野区役所広告掲載審査委員会設置要綱

制定 平成 23 年 1 月 31 日
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

(設置目的)

第 1 条 大阪市阿倍野区役所が募集する広告媒体への広告掲載等にかかる許可及び内容・表現について審査、決定するために大阪市阿倍野区役所広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 審査委員会の委員長は副区長とし、委員は総務課長、区政企画担当課長、総務課長代理で組織する。

- 2 委員長は審査委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が認める場合は、書面審査（決裁）をもって代えができる。

- 2 審査委員会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第 4 条 審査委員会の庶務は総務課（区政企画）において処理する。

(施行細目)

第 5 条 この要綱の施行に必要な事項については、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 平成 18 年 8 月 24 日付け「大阪市阿倍野区役所区の広報紙広告掲載審査委員会設置要綱」及び平成 18 年 10 月 13 日付け「大阪市阿倍野区役所ホームページバナー広告掲載審査委員会設置要綱」は、廃止する。
- 3 この改正要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。
- 4 この改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この改正要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 6 この改正要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この改正要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改正要綱は、令和元年 4 月 1 日から施行する。

8 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。